

第1問

合同会社に関する基本的な出題である。合同会社は相互に信頼関係を有する少人数の者が共同で事業を行うための制度であることから、株式会社と同じく出資者有限責任でありながら、意思決定方法や利益配分方法を自由に決められる。

ア 適切。定款の定めがないときは、出資価額による（会社法第622条第1項）。

イ 不適切。合同会社は会社であるから法人格を有する（会社法3条）。従って、自らが特許の出願人としての主体性を持つ。

ウ 不適切。合同会社では、社員総会が必要ではない。社員総会の開催の有無、（開催するとして）決議事項について、定款で自由に定めることができる。

また、合同会社では、代表社員の定めも必要ではない。定款に別段の定めがある場合を除き、各社員が業務を執行し（会社法第590条第1項）、会社を代表する（同法第599条第1項）。業務執行社員を定款で定めた場合は、業務執行社員が業務を執行し、会社を代表する。さらに、定款または定款の定めに基づく社員の互選により、業務執行社員の中から会社を代表する社員を定めることは可能である（同法第599条第3項）。

エ 不適切。合同会社にも資本金の概念はあり、登記事項の1つである（会社法第914条第5号）。また、合同会社の設立にあたっては、株式会社（最低15万円）よりも軽減されているが、登録免許税の納付は必要である（最低6万円）。

（解 答）

ア

（重要度）

A

（ベースとなる本試験問題）

平成26年第17問、平成21年第16問（設問2）

第2問

商業登記に関する基本的な問題である。

ア 適切。「会社の目的（事業目的）」は株式会社の絶対的登記事項である（会社法911条3項1号）。

イ 適切。「会社の本店及び支店の所在場所」は株式会社の絶対的登記事項である（会社法911条3項3号）。

ウ 不適切。「代表取締役の氏名」は株式会社の絶対的登記事項である（会社法911条3項14号）。

しかし、代表取締役の学歴は登記簿に記載されないもので、確かめることはできない。

エ 適切。「資本金の額」は、株式会社の絶対的登記事項である（会社法911条3項5号）。

(解 答)

ウ

(重要度)

A

(ベースとなる本試験問題)

平成24年第19問 (設問 1)

第3問

「会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」(労働承継法)に関する出題である。
この法律のポイントを以下に記す。

- ①承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に承継する旨の記載のある者の労働契約は、分割の効力が生じた時に設立会社等に承継される(同法第3条)。
 - ②承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者については、書面による異議を申し出ることができる。異議を申し出たときにはその労働契約は承継される(同法第4条1項、4項)。(承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者は原則残留となる。これに異議を申し出れば、承継される。)
 - ③承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載された者については、異議を申し出ることができる。異議を申し出たときには、その労働契約は承継されない(同法第5条1項、3項)。
- ①、②、③の者に対しては、その手続的保証を図るため、個別の労働者に対して、分割計画(分割契約)についての通知が必要である(同法2条1項)。
- これに対し、承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載されていない者に関しては、通知は不要である。
- これを本問に当てはめる。

Aは、営業部門(承継される事業である)に従事する労働者で分割計画書に承継する旨の記載のある者ということになる。(①)従って、通知が必要である。

Bは、承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載されていない者ということになる。従って、通知は不要である。

Cは、承継される事業に主として従事する労働者で分割計画書に記載のない労働者ということになる。(②)従って、通知が必要である。

Dは、承継される事業に主として従事する労働者以外の労働者で分割計画書に承継すると記載された者ということになる。(③)また、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律は、パートタイマーにも適用される。従って、通知が必要である。

以上より、A、C、Dに通知が必要である。

(解 答)

ウ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成22年第4問、平成15年第4問（設問1・設問2）

第4問

企業再編の手法である、事業譲渡と会社分割について問う問題である。

事業譲渡について、譲渡会社では、事業の全部または重要な一部を譲渡する場合、株主総会の特別決議による承認が必要である。ただし、総資産額の5分の1（定款でこれを下回る割合を定めたときはその割合）を超えない価額の一部譲渡については、株主総会での承認は不要である（会社法467条1項1号・2号、同法309条2項11号）。

よって、空欄Aには5分の1超を意味する「20%超」が入り、空欄Bには「特別決議」が入る。

また、会社分割においては、分割により事業が包括的に承継されることから、労働者の保護を図る目的で、会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（略称「労働契約承継法」）が適用される。

よって、空欄Cには「労働契約承継法」が入り、空欄Dには「会社分割」が入る。

従って、正解はウである。

(解 答)

ウ

(重要度)

A

(ベースとなる本試験問題)

令和元年第2問、平成25年第14問（設問1）

第5問

ア 適切。議決権者の議決権総額の2分の1以上の議決権を有するものの賛成で可決する。

イ 不適切。中小企業に限定しておらず、個人や大企業等にも適用可能である。

ウ 不適切。経営破綻前でも事業の破綻のおそれがあれば申請できる。

エ 不適切。否認権とは、法的倒産手続において、管財人（民事再生手続においては監督委員又は管財人）が一定の要件の下で、債務者又はこれと同視される第三者により手続開始前になされた債務者の財産を減少させる行為（詐害行為）や債権者間の平等を害する弁済、担保提供等の行為の効力を手続開始後に否定し、原状を回復する権利のことをいう。この否認権は、民事再生法で認められている（民事再生法127条）。

（解 答）

ア

（重要度）

B

（ベースとなる本試験問題）

令和3年第4問、平成15年第5問、平成13年第4問

第6問

（設問1）

実用新案法における考案とは物品の形状・構造・組合せに限られているので、Aには特許権又は実用新案権が該当する。従って、アが正解である。

（解 答）

ア

（重要度）

B

（ベースとなる本試験問題）

平成13年第6問（設問1）

（設問2）

特許権・実用新案権の登録要件は、産業上の利用可能性（有用性）、新規性、進歩性。意匠権は工業上の利用可能性、新規性、創作性であり、共通するのは新規性である。

従って、エが正解である。

(解 答)

エ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成13年第6問 (設問3)

第7問

特許を受ける権利、特許権について、実施権（特に専用実施権）に関する理解を問う問題である。特許を受ける権利とは、発明をすることによって発明者が持つ権利であり、特許出願をして特許権を請求することができる権利をいう。

ア 適切。特許を受ける権利は、財産権の一種であり、譲渡により移転することができる（特許法33条1項）。

イ 不適切。特許を受ける権利は、抵当権を設定することはできない。なお、特許を受ける権利を質権の目的とすることもできない（特許法33条2項）。

ウ 適切。特許権者が専用実施権を設定した特許権の放棄は専用実施権者の承諾がなければできない（特許法97条1項）。

エ 適切。特許発明の実施が継続して3年以上日本国内において適当にされていない時は、その特許発明の実施をしようとする者は特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。ただし、その特許発明に係る特許出願の日から4年を経過していない時は、この限りでない（特許法83条1項）。

(解 答)

イ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成25年第7問、平成25年第8問

第8問

特許法の基礎知識を問う問題である。民法の不法行為・不当利得の条文にも関係する問題である。

- ア 適切。特許権も財産権の一つである。
- イ 不適切。特許発明を自由に使用・収益・処分することを、専用権という。
- ウ 適切。特許権には、排他権もあり、その例示として、差止請求権、損害賠償請求権、侵害物廃棄請求権、不当利得返還請求権等が挙げられる。
- エ 適切。ウの解説参照。

(解 答)

イ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成20年第6問(設問1)

第9問

- ア 適切。特許法は、発明を、①物の発明、②物を生産する方法の発明、③物の生産を伴わない方法の発明の3つと規定している。特許法2条3項1～3号。
- イ 適切。特許法2条1項は、発明の要件として「高度のもの」であることを要求しているが、実用新案法は、考案の要件として「高度のもの」であることを要求した条文はない。
- ウ 適切。発明も考案も、「自然法則を利用していること」を要件としている。
- エ 不適切。2以上の請求項に係る実用新案登録出願については、実用新案技術評価の請求は、請求項ごとにすることが「できる」旨が規定されている(実用新案法第12条第1項)。

(解 答)

エ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成28年第6問、平成21年第6問

第10問

特殊な意匠について、幅広く問う問題である。基本的な知識があれば正解に至ることができる。

- ア 不適切。組物意匠とは、同時に使用される2つ以上の物品であって、組成物品に全体として統一性がある場合に、複数の物品の組み合わせを全体として1つの意匠と認め、意匠権を付与する制度である（意匠法8条）。必ずしも「セットで販売される」ことを必要としない。
- イ 不適切。2019年の法改正により、関連意匠にのみ類似する意匠についても登録が認められた。
- ウ 不適切。秘密意匠とは、意匠権の設定の登録の日から「3年」以内の期間に限り、意匠を秘密にすることを請求できる制度である（意匠法14条）。意匠は公開されると一目で内容がわかり、模倣されやすい。そこで、一定期間内は他者に自社の意匠の内容を示す図面および物品や意匠分類が公開されないようにし、自社の新製品発表まで他者の模倣を避けられる制度が設けられた。
- エ 適切。部分意匠とは、物品の部分に係る意匠について意匠登録を認める制度である（意匠法2条1項）。物品の全体から物理的に切り離せないある部分にデザイン上の特徴がある形状や、物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまう形状について意匠登録を受けたい場合に有効である。

（解 答）

エ

（重要度）

B

（ベースとなる本試験問題）

平成30年第8問、平成27年第12問

第11問

商標制度について総合的に問う問題である。

- ア 適切。何人も、商標掲載公報の発行の日から2月以内に限り、特許庁に対して登録異議の申立てを行うことができる。この場合において、2以上の指定商品又は指定役務に係る商標登録については、指定商品又は指定役務ごとに登録異議の申立てをすることができる（商標法第43条の2）。
- そして、登録異議の申立てについての審理においては、登録異議の申立てがされていない指定商品又は指定役務について審理することができない（商標法第43条の9第2項）。申立ての対象でない指定商品等まで職権で審理できるとすると、いたずらに商標権者の地位を不安定にするおそれがあるからである。
- イ 不適切。商標権者が継続して「3年」以上、登録商標を指定商品に使用していない場合、何人もその商標登録を取り消すことについて審判を請求できる（不使用取消審判、商標法第50条第1項）。この制度は、実際に使用していない商標をいつまでも登録しておくべきではな

い、という考えに基づいて設けられている。

ウ 不適切。平成26年の商標法改正により、文字や図形等の標章を商品等に付す位置が特定される商標についても、商標登録が可能となった（商標法施行規則4条の6）。

エ 不適切。商標権の効力は、他人の商標登録の後に不正競争の目的で行う場合を除き、自己の氏名等を普通に用いられる方法で表示することには及ばない（商標法26条1項1号、同条2項）。

（解 答）

ア

（重要度）

B

（ベースとなる本試験問題）

平成27年第8問、平成26年第9問

第12問

地域団体商標に関する問題である。この制度は、地域ブランドをより適切に保護することにより、事業者の信用の維持を図り、産業競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的として設けられた。

ア 不適切。地域団体商標も団体商標の一つであるため、単一企業では出願できない。団体商標とは、事業者を構成員に有する団体が、その構成員に使用させるための商標について登録を受けたもの。

イ 不適切。地域団体商標は、事業者を構成員とする地域団体がその構成員に使用させる商標であり、商品または役務の出所が当該地域団体の構成員であることを明らかにするものである。従って、登録された地域団体商標について、地域団体構成員以外に専用使用権を設定することはできない。このことは、商標法31条の2ただし書きが、専用使用権の設定を「団体商標に係る商標権に限る」（逆にいえば、地域団体商標に係る商標権を含まない）としていることから分かる。

ウ 不適切。地域団体商標の出願において、全国レベルで知られる「著名性」は必要ではなく、複数の近隣他県で知られる程度の「周知性」で足りる。

エ 適切。地域団体商標として登録を受けるためには、「松阪牛」や「今治タオル」のように、地域の名称及び商品または役務の名称等からなる名称でなければならない（商標法7条の2）。地域の名称のみでは、地域団体商標として登録を受けることはできない。

（解 答）

エ

(重要度)

A

(ベースとなる本試験問題)

平成25年第9問、平成20年第9問

第13問

特許制度についての出題である。

- ア 不適切。特許権が共有に係るとき、各共有者は原則自由に特許発明を実施することができる。同意を得る必要はない。
- イ 適切。共有持分の譲渡は、他の共有者の同意が要件となっている。たとえば、AがBと共有している特許権の持分を、Bのライバル社Cに譲渡するような場合、Bの権利が侵害される可能性が大きいからである（特許法第73条1項）。
- ウ 不適切。民法において不法行為（この場合、特許権の侵害）を立証する者は原則被害者とされている（民法709条）。ただし、特許法においては、特許権や専用実施権を侵害された者が侵害行為について過失があったものを証明するのは、公開制度を設定している特許制度においては模倣が容易となり、侵害行為を立証するのは困難である。よって、特許法においては、他人の特許権または専用実施権を侵害した者はその侵害の行為について過失があったものと推定する、と過失の推定規定を設定し、被害者を救済している。
- エ 不適切。特許を受ける権利は、発明者である自然人が発明を完成すると、その発明について特許出願をしなくても、原始的に発明者に帰属する（特許法29条1項）。

(解 答)

イ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

令和元年第13問、平成25年第7問、平成24年第8問

第14問

契約の締結と解除に関する出題である。

- ア 不適切。債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときには、催告なく直ちに契約を解除できる（民法第542条）。
- イ 不適切。法律関係が複雑になるのを防ぐため、当事者の一方が数人ある場合には、契約の

解除はその全員から又はその全員に対してのみすることができる（民法第544条第1項）。

ウ 適切。

エ 不適切。仮にこのような一定の事由が期限の利益の喪失条項に規定されていたとしても、（期限の利益は喪失されるが）一方的に取引を終了させることはできない。取引の終了のためには、契約の解除が必要である。

（解 答）

ウ

（重要度）

B

（ベースとなる本試験問題）

平成26年第14問、平成24年第19問（設問2）

第15問

法の適用関係に関する事項を規定する「法の適用に関する通則法」についての理解を問う問題である。

ア 適切。同法では「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による。」と規定し（同法7条）、この選択がないときは、「法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時において当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による。」と規定する（同法8条）。

イ 不適切。法律行為の当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を選択し、変更することができる（同法7条、9条）。しかし、消費者と事業者との間で締結される契約（消費者契約）については、消費者がその常居所法以外の特定の強行規定を適用すべき旨の意思を事業者に対して表示したときは、その強行規定をも適用される（11条1項）。日本の消費者保護関連法令におけるクーリング・オフは強行規定であり、消費者の意思表示しだいで、日本の法令によるクーリング・オフが認められる。

ウ 不適切。法律行為の当事者は、法律行為の成立及び効力について適用すべき法を選択し、変更することができる（同法7条、9条）。しかし、労働契約については、労働者が当該労働契約に最も密接な関係がある地の法に含まれる強行規定を適用すべき旨の意思を使用者に対し表示したときは、その強行規定をも適用される（12条1項）。よって、当該労働者の意思表示しだいで、日本の労働基準法が適用される場合がある。

エ 不適切。準拠法が定めるのは、どこの法律に従うかということであり、裁判管轄とは別の問題である。

(解 答)

ア

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成25年第16問、平成18年第13問

第16問

- ア 不適切。フランチャイズ契約解除後も、旧加盟店がフランチャイズ・チェーン名称を継続して使用することは、通常競業避止義務違反として、フランチャイズ契約によって禁じられている。従って、本部は名称使用の差止請求が可能である。その場合、商標登録は必要ない。
- イ 不適切。競業避止義務を負うのは、フランチャイジー、すなわち加盟店側であり、フランチャイザーではない。
- ウ 不適切。契約にそのような条項が盛り込まれていれば、その契約は遵守されなければならない。
- エ 適切。

(解 答)

エ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成24年第15問、平成17年第10問、平成13年第10問

第17問

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下、「経営承継円滑化法」という）が定める、遺留分に係る民法の特例に関する問題である。

遺留分（民法1028条）とは、被相続人の遺言の内容にかかわらず、近親者が得ることのできる最小限度の遺産である。遺留分の制度は、後継者への自社株式及び事業用資産の集中を妨げ、中小企業の事業承継を阻害することがある。そこで、経営承継円滑化法は、所定の手続（遺留分権利者全員との合意、経済産業大臣の確認、および家庭裁判所の許可）を経た場合、以下の遺留分に係る特例を認める。

① 除外合意

贈与株式等を遺留分算定基礎財産から除外できる。これにより、自社株式の相続による散逸を防止することができる。

② 固定合意

贈与株式等の評価額をあらかじめ固定できる。これにより、後継者が企業価値を高めた分を他の相続人に渡す心配がなくなる。

ア 不適切。上述の通り、除外合意や固定合意の効力を生じさせるためには、経済産業大臣の確認を受ける必要がある（同法7条）。

イ 適切。後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意を例にとると、除外合意、固定合意のいずれについても「全部又は一部」と規定されている（経営承継円滑化法4条）。このため、取得財産の一部を除外合意の対象とし、残りの一部を固定合意の対象とすることが認められる。

ウ 不適切。遺留分権利者及びその承継人は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを請求することができる（民法第1046条）。

エ 不適切。遺留分侵害額の請求権は、遺留分権利者が、相続の開始及び滅殺すべき贈与または遺贈があったことを知った時から、1年間行使しないときは、時効によって消滅する。なお、相続開始の時より10年を経過したときも同様である（民法1048条）。

(解 答)

イ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成27年第5問、平成24年第12問（設問1）

第18問

全体を読むと、コンプライアンスの見地からいかに「偽装請負」の疑いを回避するかに関する記述であることがわかる。

偽装請負とは、自社の作業場などに他社の労働者を派遣してもらう場合に、本来労働者派遣契約を締結しなければならないところ、自社に労働法上の責任が生じることを回避する目的で、労働者派遣契約を締結せず、形式的には、請負契約または業務委託契約を締結する形をとることである。

これを前提に、「あなた」の4つ目の発言などから、B：労働者派遣契約、C：請負契約、A：業務委任契約とわかる。

従って、正解はエである。

(解 答)

エ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成21年第13問

第19問

事業承継を円滑に行うための種類株式の活用に関する理解を問う問題である。

- ア 不適切。「優先株式」とは、剰余金または残余財産の配当に関する地位が他の株式よりも優先する種類株式である（会社法108条12項1・2号）本問の目的には適さない。
- イ 不適切。「役員選任権付株式」とは、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役または監査役を選任することを定めた種類株式である（会社法108条1項9号）。本問の目的には適さない。
- ウ 不適切。「取得請求権付株式」とは、株主が保有する株式を買い取るよう会社に対して請求できる種類株式である（会社法2条18号）。「取得条項付株式」とは異なり、株主側が会社に対して請求するものであるため、本問の目的には適さない。
- エ 適切。「黄金株」とは、あらかじめ定款に定めた事項について、株主総会・取締役会等において拒否権を持つ種類株式である（会社法108条1項8号、同法2項8号）。別名、「拒否権付株式」とも呼ばれる。問題文では「甲さんの賛成がなければ、X社の株主総会決議事項又は取締役会決議事項の全部又は一部は決議できないように」することを目的としており、その目的に最も適する。

(解 答)

エ

(重要度)

A

(ベースとなる本試験問題)

平成25年第4問（設問1）

第20問

平成26年改正前の会社法は、社外取締役の資格要件として、次の①・②を定めていた。

- ① 当該会社又はその子会社の「業務執行取締役もしくは執行役又は支配人その他の使用人」（以下、「業務執行取締役等」という）でなく、かつ、
- ② 過去に当該会社又はその子会社の業務執行取締役等となったことがないもの

平成26年改正では、社外取締役による業務執行者に対する監督の実効性を確保するため、上記①に次の3点が追加された。

- ③ 当該会社の経営を支配している個人（以下、「支配個人」という）、又は親会社の取締役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でないこと
- ④ 親会社の子会社（当該会社を除く）（以下、「兄弟会社」という）の業務執行取締役等でないこと
- ⑤ 当該会社の取締役、支配人、その他の重要な使用人又は支配個人の配偶者、2親等内の親族（親子、兄弟姉妹等）ではないこと

一方、②については、現在もしくは過去10年以内に当該会社又はその子会社の業務執行取締役等となったことがないものと改められ(②')、要件が緩和された。

ア 満たさない。上記の要件が緩和された②'に抵触する。

イ 満たさない。妹は二親等なので上記⑤に抵触し、社外取締役となり得ない。

ウ 満たさない。上記③に抵触するため、社外取締役とはなり得ない。

エ 満たす。上記①～⑤のいずれにも、主要な取引先の業務執行取締役を社外取締役にできないという規定はなく、社外取締役となり得る。

(解 答)

エ

(重要度)

A

(ベースとなる本試験問題)

平成27年第1問

第21問

会社の機関分野から、代表取締役の解職・取締役の解任について問う問題である。

ア 適切。取締役を含む役員を選任又は解任する株主総会の決議は、普通決議によって行われる。普通決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数（3分の1以上の割

合を定款で定めた場合はその割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上)をもって行う(会社法341条)。

イ 不適切。取締役を含む役員の解任は、株主総会決議によって行うこととされており(会社法339条)、取締役会で行うことはできない。

ウ 不適切。代表取締役の解職について株主総会の決議は必要なく、取締役会の決議で足りる。取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上)が出席し、その過半数(これを上回る割合を定款で定めた場合はその割合以上)をもって行う(会社法369条)。

エ 不適切。選択肢ウの解説を参照。

(解 答)

ア

(重要度)

A

(ベースとなる本試験問題)

平成25年第18問

第22問

製造物責任法について問われている。基本的な問題である。

ア 適切。ソフトウェアは製造物に含まれない。(ただし、ソフトウェアが組み込まれ一体として機能する機械等の動産は製造物であり、ソフトウェアの不具合が製造物自体の欠陥となる場合はありうる。)

イ 不適切。製造物責任法では、製造物を「製造又は加工された動産」と定義している(同法2条1項)。不動産、未加工の農林畜水産物、電気、ソフトウェア等は「製造物」に含まれない。「魚の塩焼き」は、水産物ではあるが、人為的な操作や処理がなされているので、同法の「製造物」にあたる。

ウ 不適切。不動産は、製造物責任法における製造物にあたらない。イの解説を参照。

エ 不適切。製造物責任法における損害賠償請求権は、製造業者等が当該製造物を引き渡した時から「10年」を経過した場合には、時効によって損害賠償権は消滅する。

(解 答)

ア

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成29年第18問、平成15年第13問

第23問

不当景品類及び不当表示防止法（以下、「景品表示法」という。）は、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある事業者の行為を制限または禁止し、不当な顧客の誘引を防止して消費者の保護を図る法律である。景品表示法は、消費者に誤解を与える以下の3種類の行為を禁止している（図表）。

(図表 不当表示の種類)

①優良誤認表示	商品内容が実際のものや競争業者のものより著しく優良と誤認される表示
②有利誤認表示	価格、取引条件が実際のものや競争業者のものより著しく有利と誤認される表示
③その他の誤認表示	無果汁の清涼飲料水等についての表示、原産国に関する表示等、内閣総理大臣が指定する表示

ア 適切。景品表示法の「表示」には、商品、包装、チラシ等による広告その他の表示のみならず、口頭による広告その他の表示も含まれる。

イ 不適切。景品表示法は一切の比較広告を禁じているわけではない。ただし、比較広告が不当表示とならないためには、①比較広告で主張する内容が客観的に実証されていること、②実証されている数値や事実を正確かつ適正に引用すること、③比較の方法が公正であること、の3要件をすべて満たす必要がある。

ウ 適切。消費者庁長官は、優良誤認表示に該当するか否かを判断する必要がある場合には、期間を定めて、事業者に表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、合理的な根拠を示す資料が提出されない場合は、当該表示は不当表示とみなされる（景品表示法第4条第2項）。

エ 適切。景品表示法第4条第1項第3号に基づき、「商品の原産国に関する不当な表示」が指定されている。イタリアで縫製された衣料品について「MADE IN ITALY」と表示することはこれにあたらぬ。逆に、文字による表示の全部又は主要部分が和文で示されていると、不当表示にあたる可能性がある。

(解 答)

イ

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成26年第5問

第24問

株式上場のメリットとデメリットを問う問題である。

株式上場のメリットとして、不特定多数の投資家から広く資金を調達できるため会社の財産的基盤を強化することができること、創業者にとっては創業者利潤の実現、会社としては知名度・社会的信用、人材獲得に関する優位性向上、従業員の士気向上、経営管理組織の充実等が挙げられる。

また、デメリットとしては、投資家からの経営に対する圧力が高まる、事務量や経費が増大する、買収されて現経営者が経営権を失うリスクが高まる等が挙げられる。

問題文の文脈から、公募によるのは「発行」市場であるため、空欄Aには「発行」が入る。次に、「公募」とあることから、空欄Bには株価が高くなればなるほど少ない発行株式数で多くの資金を容易に調達できる「時価発行増資」が入る。この段階で正解はアとなる。

空欄Cには、上述のとおり、従業員の士気向上、経営管理組織の充実のいずれも適切である。空欄Dには、「経営権を脅かされるリスク」の記述から、「買占め」が入る。

(解 答)

ア

(重要度)

B

(ベースとなる本試験問題)

平成25年第20問、平成14年第23問